# 銚子市人事行政の運営等の状況の公表

市民の皆さんに市の人事行政の運営等を理解していただくため、平成17年3月に制定した「銚子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成24年度における市の職員の任免、給与、勤務時間や服務などの状況を公表します。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

## (1) 職員の採用及び退職の状況(平成24年度)

<i>'</i>	יאלאטוי	· - DIC)	147		1774	- 0100	(				
					钥	月者数(	人)	退職者数(人)			
職		Ŧ		競	争険	選考	合 計	定年	定 年 以 外	合 計	備考
	般行	政耳	戠		8	1	9	19	2	21	県との人事交流を含む
保	育	I	戠		2	C	2	0	2	2	
技	能労	務耳	戠		0	C	0	1	0	1	
指	導	主	事		0	2	2	0	5	5	県教育委員会との異動を含む
消	防	Ī	戠		5	C	5	3	2	5	
教	育	I	戠		0	7	7	0	14	14	県立高校などとの異動を含む
企	業	I	戠		0	C	0	2	0	2	
合			計	1	5	10	25	25	25	50	
再	任用	職員	1			18	18		6	6	任期の更新を含まず
任	期付	職員	JIII			C	0		0	0	

### (2) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年の4月1日現在)

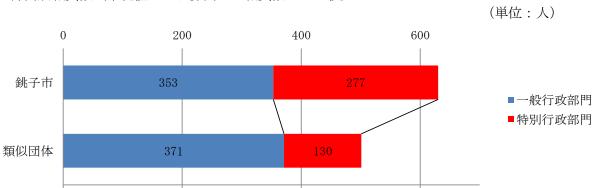
(各年4月1日現在)

		区 分	職員数	(人)	対 前 年	主な増減理由
部	門		平成24年	平成23年	増減数	上は相談生山
	議	会	6	6	0	
	総	務	102	99	3	秘書事務の充実による増など
	税	務	27	30	△ 3	市民税事務の見直しによる減など
<u></u>	民	生	98	100	△ 2	国民年金事務の見直しによる減など
般行	衛	生	50	48	2	特定健診業務等の移管による増
政部	労	働	2	2	0	
門	農林	水産	24	25	△ 1	水産業一般事務の見直しによる減
	商	エ	7	7	0	
	土	木	37	40	△ 3	土木事務の見直しによる減
	小	計	353	357	$\triangle$ 4	
特 別	教	育	165	177	△ 12	市立高校の教員数の減など
行政	消	防	112	111	1	消防業務の充実
部門	小	計	277	288	△ 11	
公営	病	院	1	2	△ 1	病院管理事務の見直しによる減
企	水	道	39	41	△ 2	浄水管理事務の見直しによる減など
業等	下;	水道	11	11	0	
会計	そ	の他	34	38	$\triangle$ 4	特定健診業務等の移管による減など
部門	小	計	85	92	△ 7	
	<b>à</b>	計	715 [ 1,043 ]	737 [ 1, 043 ]	△ 22 「 — ]	

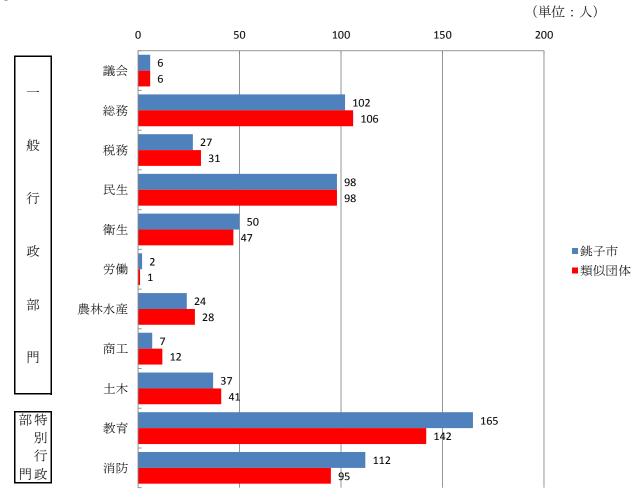
(注) []内の数値は、銚子市職員の定数です。

#### (3) 類似団体との比較(平成24年4月1日現在)

① 部門別職員数(単純値により算出した職員数との比較)



② 部門別職員数(修正値により算出した職員数との比較)



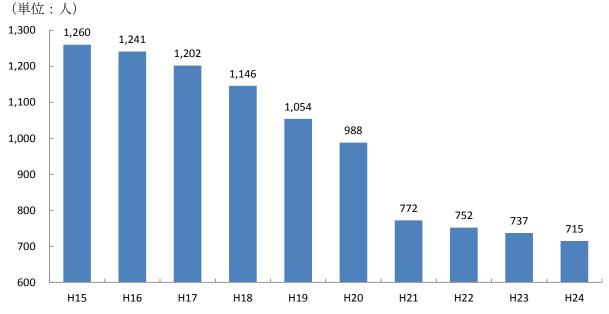
(注) 1 このグラフは、本市の職員数の状況をより明確にするため、本市と人口及び産業構造が類似している全国の市(これを「類似団体」といい、本市と同じグループに属している類似団体の数は、本市を含め 196 団体あります。)の職員数と本市の職員数を比較したものです。

なお、実施している事業の内容やその規模等によって、職員数のばらつきが大きい 公営企業等会計部門は、このグラフから除外してあります。

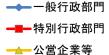
2 このグラフにおける「単純値」とは、本市と同じグループに属するすべての類似団体の職員数の平均値です。これに対し、「修正値」とは、清掃業務や消防業務など、一部事務組合等が類似団体に代わり実施している事務事業がある場合には、すべての類似団体の平均値である「単純値」で類似団体同士の職員数を比較することが適さないことから、事務事業の区分ごとに、従事する職員がいない類似団体を除外して算出した職員数の平均値です。

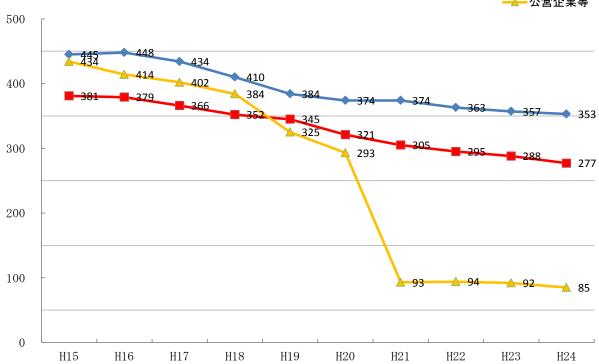
#### (4) 過去10年間の職員数の推移

総職員数



② 部門別職員数(単位:人)





#### (5) 今後の取組み

厳しい財政状況の中で行財政改革を推進するため、早急に新たな定員適正化計画を策定し、住民サービスに影響を及ぼさない範囲で更なる職員数の削減を図って参ります。

定員管理にあたっては、平成23年3月に定員適正化計画を策定し、これに基づき定員管理の適正化を計画的に推進して参りました。具体的には、平成23年4月1日から平成25年4月1日までの計画期間において、第6次行政改革大綱に基づき、組織・施設等の見直し、アウトソーシングの推進、事務事業の見直し等を行い、3か年で職員数33人(4.4%)の削減目標に対し、職員数35人(4.7%)の削減を図りました。

## 2 職員の給与(決算)の状況

### (1) 普通会計

(単位:人、千円)

		給	<u> </u>		費		
区分	職員数	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	<ul><li>1 人当たり</li><li>給 与 費</li></ul>	
	A				В	B/A	
亚比99年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
平成23年度	644	2, 632, 344	390, 293	931, 204	3, 953, 841	6, 140	
亚巴亚库	人	千円	千円	千円	千円	千円	
平成24年度	629	2, 577, 189	378, 408	909, 888	3, 865, 485	6, 145	

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含んでいません。
  - 2 職員数は、各年度の4月1日現在の人数です。

### (2) 水道事業会計

(単位:人、千円)

	職員数	給	<u>. I</u>	費	1人当たり	
区分	14454	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	給 与 費
	A				В	B/A
平成23年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
十,成23千/支	40	161, 824	24, 492	56, 920	243, 236	6, 081
平成24年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
十,从24千度	40	159, 734	24, 091	55, 765	239, 590	5, 990

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含んでいません。
  - 2 職員数は、各年度の3月31日現在の人数です。

### (3) 病院事業会計

(単位:人、千円)

	職員数	給	<u>!</u>	チ	費	1人当たり
区分	1902-200	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	給 与 費
	A				В	B/A
平成23年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
十,成23千/支	2	7, 306	1, 167	2, 493	10, 966	5, 483
平成24年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
十,以24十,支	1	_	ı	_	-	_

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含んでいません。
  - 2 職員数は、各年度の3月31日現在の人数です。
  - 3 平成24年度は職員数が1人であるため、給与費の金額の記載はありません。

職員の給与の状況については、全国の市町村が同一の様式で公表を行っています。

今年度は平成26年3月頃に公表を予定しており、詳細はその際に公表することになります。

# 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

# (1) 勤務時間の状況(平成24年4月1日現在)

巨八	1週間の	始業		勤務時間の割振り		
区分	勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日	
通常勤務職員	38時間45分	8:30	17:15	12:00 ~ 13:00	日曜日及び土曜日	

<sup>(</sup>注) 消防職員など交替制等勤務職員の勤務時間は、4週間を通じ1週間について平均38時間45分です。

### (2) 休暇制度等について(平成24年4月1日現在)

(不)	収削及守に フィ	いて(平成24年4月1日現在)			
給与	種別	内	容		
	best 11 mm	1年度につき20日間(新規採用職員	員は採用月に応じて)付与		
	年次休暇	平成 24 年度 平均取得日数			
			動務しないことがやむを得ないと認められる		
			病に該当する場合はその療養に必要と認める		
	療養休暇		は1年、私傷病に該当する場合は90日を		
		限度に与えることができる。			
		特別の事由により、勤務しないこと	・が相当である場合の休暇		
		種類	期間等		
有		,	1週間を超えない範囲内で必要な期間		
		災害による水、食料等の不足	1週間を超えない範囲内で必要な期間		
		災害による交通遮断	必要な期間		
		災害による交通機関の事故等	必要な期間		
		官公署への出頭	必要な期間		
		公民権の行使	必要な期間		
		五氏性の月及	計画の実施に伴い必要な期間		
		あらかじめ計画された能率増進計	(リフレッシュ休暇)		
		画の実施	対抗   対抗   対抗   対抗   対抗   対抗   10 日		
	特別休暇	  妊娠中の職員の保健指導等	妊娠23週までは4週に1回等必要な時間		
		対	1日を通じて1時間を超えない範囲内で		
		妊娠中の職員の通勤時母体保持	必要な時間		
		妊娠中の職員の休息又は補食	必要な時間		
		女性職員の出産	出産予定日以前8週間・出産の日後8週間		
		女性職員の生理	2日を超えない範囲内で必要な期間		
		文は個員の工程	死亡した者と職員との関係により1~10日		
		忌引	の期間内において必要な期間		
			慣習上最小限度必要な期間		
		夏季休暇	7日の範囲内の期間		
44		職員の結婚	7日を超えない範囲内で必要な期間		
給		配偶者の出産	3日を超えない範囲内で必要な期間		
		男性育児参加	5日の範囲内の期間		
		为且自允参加	1日2回それぞれ45分又は1回90分の範囲		
		生後1年6月に達しない子の育児	内で必要な時間		
		スの手業	5日の範囲内の期間		
		子の看護 短期介護休暇	5日の範囲内の期間		
		ドナー休暇	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		
		11 121	必要な期間		
		ボランティア休暇	5日の範囲内の期間 病・老齢により日常生活を営むのに支障が		
	介護休暇				
無			、ことが相当であると認められる場合の休暇 ***早日はの業務又は活動に従事まれる。		
給	組合休暇	任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事するため			
		と認められる場合の休暇	よとなり仕事(如八仕事と今よ)		
	育児休暇	3歳未満の子を養育する職員に認め	りりれる怀美(部分怀美を含む)		

## 4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況(平成24年度)

処 分 事 由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	27	27
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少に より廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第1項第5号			0	0
地方公務員法第28条第4項の規定	どにより失職した者				0
銚子市職員の分限に関する手続及で 規定により失職しなかった者	ド効果に関する条例第5条の				0
合	計	0	0	27	27

### (2) 懲戒処分の状況(平成24年度)

処 分 事 由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は 職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	1	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合	計	0	1	0	0	1

## 5 職員の服務の状況

### (1) 地方公務員法の規定による職務上の義務

- 法令等および上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務に専念する義務
- 政治的行為等の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

# (2) 営利企業等の従事許可の状況 (平成24年度)

許可件数	許	可	内	容
3件	平成24年度介護支援	専門員実務従事者	研修の講師など	

# 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

# (1) 研修の状況(平成24年度)

① 任命権者が行う研修

	区	分		研	修	内	容	実施回数	受講者数
	般	研	修	新規採用職 法制執務研 コミュニク 勤務評定研	F修 ーション研	修		5回	98人
特別研	教	養研	修	「e-ラーニ 消費者講座 メンタルへ		報セキュリ	ティ」研修	3回	84人
修	そ	Ø	他	広報広聴連 普通救命講	経主任者研 習ほか	F修		8回	264人
自	主	研	修	e-ラーニン 市職員として	⁄ グ講座 知っておきたい	ハ!ことを学	習する会ほか	19回	383人
	自セ	治 研 ン タ	修一		:研修ほか	6 課種	呈	7回	15人
派遣	市 ア	町 カデミ	村一	法令実務A	ほか	8 課種	呈	9回	11人
研 修		総 地 区 広		新任職員研	修ほか	5 課種	呈	6回	53人
	そ	Ø	他	防災士資格	取得公開講	·····································		1回	11人

## ② 各所属で実施した専門研修

区 分	実施回数	受講者数
研修会等派遣研修	437	回 670人
職場内研修	115	回 1017人

## (2) 勤務評定の概要(平成24年度)

評定の目的	職員の執務について統一的に勤務実績の評定を行って、人事上の公正な基礎
	資料とし、これを職員の能力育成の有効な指針とするとともに、能力に応じた
	適正な人員配置を行うことにより職員の勤労意欲の増進を促し、ひいては公務
	能率の向上を図ることを目的としています。
評定の方法	5段階絶対評価により年2回行っています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法第42条において「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と定められています。

ここでいう「保健」とは、定期健康診断など職員の健康管理を、「元気回復」とは、いわゆるレクリエーションで運動会やサークル活動に対する補助等を、「その他厚生に関する事項」とは、職員互助会への補助等をいいます。職員互助会は、職員の互助組織であって、その運営は、職員の掛金と団体からの補助金で行われるのが一般的とされています。

#### (1) 健康管理などに関する状況 (平成24年度)

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、総括安全衛生管理者、産業医、安全管理者、衛生管理者等の選任及び安全衛生委員会の運営を行っています。

さらに、事業者の責任として、職員の健康管理状態を把握し、健康被害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断、生活習慣病予防検査、特殊健康診断、採用時健康診断及び電子メールによるメンタルヘルス相談を実施しているほか、長時間労働による健康障害防止のための対策を講じています。

#### 【市事業】

区 分	事	業	名	内容	対	象	者
健康管理事業	定期	健康	診断	胸部X線検査、尿検査、血液検査等	全		員
	特殊	健康	診断	尿検査、血液検査、便潜血反応検査等	該	当	者
	予	坊 接	養種	破傷風、B型肝炎	該	当	者
	そ	0)	他	メンタルヘルス相談・研修等	希	望	者

#### 【共済組合事業】

	<u> </u>	分			事		業	名		内	容	対	象	者
			保		健		給	付	療養の給付等		該	当	者	
公公	給 付 事	業	休		業		給	付	育児休業手当金等	Ž	該	当	者	
<b></b>		7	* 未	災		害		給	付	災害見舞金等		該	当	者
				附		加		給	付	家族療養費附加金	2等	該	当	者
			生:	活習慣		病 =	子 広 桧	木	胃部X線検査、	尿検査、	4 0 背	4 0 盎以上の聯旦		
			H			י ניול	」 別 使	Д.	血液検査等		40歳以上の職員			
									特定健康診查:	定期健康	40歳以上の職員			
			特				診 査 及 健 指	び	診断とともに実施	<u>ī</u>	40歳以上の戦員			
									特定保健指導:	メタボリッ				
保	健	事	業	特	定位				保候	クシンドローム(	の予防・解	上記の職員のうち、 保 健 指 導 が 必 要		
	休 健 事 耒	*							消対策として、	個別の保				
									健指導を実施					
				人	間		ド	ツ	ク	短期、脳、併用ト	<b>ジ</b> ック	3 5 歳	以上の	の職員
				婦	人		科	検	診	子宮ガン検診		3 5 歳」	以上の女	子職員
				助		成		金	等	契約施設利用助成	· 等	希	望	者
				そ			の		他	メンタルヘルス相	談等	希	望	者

#### (2) 職員互助会

① 千葉県市町村職員互助会(共同互助会)

千葉県内の全市町村が加入する互助会で、千葉県市町村職員共済組合と共同して職員のために 実施する厚生制度に併せて、会員の相互共済により、福祉増進の事業を行い、もって職員及び その被扶養者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としており、具体的には、出産費助成金 給付事業、長期療養者助成金給付事業、介護休暇助成金給付事業などを実施しています。事業内容 からも千葉県市町村職員互助会は、千葉県市町村職員共済組合の補完事業を担うための組織といえ ます。なお、銚子市でも、公立学校の教員などを除くほとんどの職員が会員となっています。

銚子市の加入職員数 599人(平成24年4月1日現在、特別職を含む。)

公費負担割合 1 / 2 (掛金率)□

公費負担額 883,644円 (平成24年度決算)

#### ② 銚子市役所職員厚生組合(単独互助会)

市の職員(高等学校の教員を除く。)の互助組織として、銚子市役所職員厚生組合を組織して福利厚生事業を実施していますが、この組織は現在、市からの助成(公費支出)は無く、組合員(職員)の掛金だけで運営されています。

### (3) 公務災害補償制度

公務災害認定件数

(平成24年度)

	<u> </u>		5	}	認定	件数
市	長	事 務	部	局		4件
消				防		0件
教	育	委	員	会		1件
水	道	事	<b></b>	業		1件
病	院	事	<b>F</b>	業		0件
		計				6件

### 8 勤務条件に関する措置の要求の状況

#### 《制度の概要》

職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会(注)に対して、地方公共団体の 当局に適当な措置がとられるべきことを要求することができる制度です。

- 注 平成24年度から公平委員会の事務は千葉県市町村総合事務組合において共同処理しています。
- ※ 平成24年度中に職員から公平委員会に対する「勤務条件に関する措置要求」、「不利益処分についての不服申立て」はありませんでした。